

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について(令和3年1月8日適用)

令和3年1月5日に「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のステージ判断の見直しが行われ、「ステージⅢ」となりました。
 滋賀県立大学活動レベルは、滋賀県のステージ判断を参考に理事長が定めることとなっており、令和2年11月18日から大学活動レベル「2」を基本として扱ってきましたが、滋賀県のステージ変更により大学活動レベルは「3」を基本とします。
 これまで、後期授業の開始に伴い、研究活動等については時差登校や学位論文にかかわる研究活動再開時のガイドラインに基づく学内外の行動記録の徹底、大学職員については感染防止対策を講じた上での業務従事、会議・行事については三密回避の徹底を含めた感染防止策の実施、課外活動については課外活動計画書の提出・計画の順序等課外活動指針の厳守等の対応をまいりました。また、学生については、学修機会の確保と併せて、感染対策と注意喚起の徹底を行ってまいりましたが、今後も基本的な感染防止対策を徹底することで、大学活動レベルは「3」を基本としつつ、これらの活動区分については一定の制限を加えた「2」として取り扱ってまいります。
 以上のことから、令和3年1月8日から適用する新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベルは、次のとおりとします。
 これまで行ったきた感染防止対策を継続し、手洗い、マスクの着用、三密の回避、換気の徹底を行い、行事などでは、必要に応じて接触確認アプリ「COCOA」や新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」などの活用をお願いします。また、学内外の行動についてスマホの無料アプリの活用等により記録し、自己管理するとともに必要に応じ提出できるようにしてください。
 滋賀県から「警戒ステージ」の対応として、会食について、家族や普段一緒にいる人以外の会食は控えるや、成人式について、式典前後には会食を控えるなどの注意喚起がなされております。今後状況の変化に応じて活動レベルを変更することがありますが、これらと併せて、手指消毒やマスク着用、体温測定と記録を行い発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策を引き続き徹底されるようお願いします。

活動区分 大学活動レベル	1. 教育 (講義、演習、実験・実習)	2. 教員活動および 学生の研究活動	3. 大学職員 事務職、技術職など	4. 会議・行事	学生		7. 出張・旅行	8. 学外者の入構制限	9. 大学施設貸付
					5. 大学への登校	6. 課外活動			
0	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止対策を講じて 対面実施	・感染防止対策を講じて 実施 ・感染予防チェックリスト の徹底 ・在宅研究可	・感染防止対策を講じて 通常勤務 ・在宅勤務可	・感染防止対策を講じて 実施 ・会議行事とも対面可 ・会議特例継続 ・行事は規模・内容を検討 して判断	感染防止対策を講じて 可	感染防止対策を講じて可	・感染防止対策を講じて 可（リスクの高い地域への 出張・旅行は注意） ・海外渡航は外務省海外 安全HPに従う。	・感染防止対策を講じて 入構可 ・図書情報むかは学内者 のみ利用可	・令和2年度の外部貸出 は原則実施しない。
2	・感染症対策を講じて対 面実施 ・状況により遠隔授業	・最小限の研究活動 ・在宅研究可 ・新規研究不可	・在宅勤務、時差出勤推 奨 ・別室勤務推奨	・会議等は特例に従う。 ・行事は原則オンライン	・対面実施される授業 ・許可された研究室入 室、研究指導のみ登校可	原則不可	・感染防止対策を講じて 可（リスクの高い地域への 出張・旅行は注意） ・海外渡航は不可	・感染防止対策を講じて 入構可 ・図書情報むかは学内者 のみ利用可	不可
3	・原則遠隔授業 ・対面実施は限定	・最小限の研究活動 ・研究指導は限定 ・在宅研究推奨、緊急事 態宣言区域教員は在宅研 究	・在宅勤務、時差出勤推 奨 ・別室勤務推奨 ・緊急事態宣言区域から の通勤不可	・会議等は特例に従う。 ・行事はオンライン開催 できないものは中止	・対面実施される授業 ・許可された研究室入 室、研究指導のみ登校可 の登校不可	不可	・緊急事態宣言地域への 不要不急の出張・旅行は 原則禁止、その他地域へ は自粛 ・海外渡航は不可	・緊急事態宣言地域から の入構不可	不可
4	・遠隔授業 ・遠隔対応できない授業 は休講	・機能維持のため最小限 の研究活動のみ可 ・在宅研究活動	・在宅勤務 ・大学機能維持に必要な 職員のみ出勤	原則不可	登校不可	不可	原則不可	不可	不可
5	立入禁止区域での授業等 は遠隔または休講	立入禁止区域への入構禁 止	・立入禁止区域での勤務 不可 ・区域に応じて大学機能 維持に必要な職員のみ出 勤	不可	立入禁止区域への登校禁 止	不可	不可	不可	不可

1 行動基準は標準的なものであり、状況に応じて柔軟に対応するものとする。

現在	令和2年11月18日適用	2	1	1	1	2	1	2	2	2
変更	令和3年1月8日適用	3	2	2	2	2	2	3	3	3